

1 本県の現状

R13年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が奈良県で開催されることとなり、本県のスポーツをさらに推進していく機運が高まっている。

このような中、本県でも人口減少、少子高齢化が進行し、スポーツを取り巻く環境が変化しており、これからは健康づくりの取組みを進めていくことがより重要となる。また、学校の部活動やスポーツクラブなどの特定の集団に属していなければスポーツを始めるきっかけに恵まれないという課題もある。

2 これまでのスポーツ推進にかかる議論の経過

- H25.3月 奈良県スポーツ推進計画策定**  
→「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」を基本目標に位置づけ
- H30.3月 奈良県スポーツ推進計画改定**
- R 3. 1月 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会R13 本県開催内定**
- R 3. 5 ～2月 スポーツ推進審議会を3回開催**  
→これまでのスポーツ振興施策の成果・課題、今後の取組むべき施策について議論
- R 4. 3 ～7月 有識者勉強会**  
→有識者から意見聴取
  - 第1回 幼児期からのあそびを通じた運動・スポーツの習慣化
  - 第2回 成人の運動習慣化と高齢期のQOLへの影響
  - 第3回 スポーツ地域マネジメント
  - 第4回 スポーツ拠点施設を核とした元気なまちづくり
- R4.8月 スポーツ推進審議会開催**  
→条例制定や次期スポーツ推進計画の内容について議論

3 スポーツの目的・効用 「健康を増進」「心を育む」「つながりを創出」

スポーツは、健康を増進させるとともに、生きがい、人生の充実感、社会の幸福、勇気と感動を与えるものでもある。それは地域の活力にもつながる。また、スポーツをすることにより克己心が培われ、仲間やライバルを尊重する精神が養われるとともに、礼節を学び、実践力の向上につながる思考力・判断力が育まれる。さらには、スポーツを通じて仲間、ライバルとつながり・交流ができることは人生の宝であり生涯にわたりつながりが生まれる。

この目的・効用を、県民が広く享受できるよう、県が明確な理念を持ち、だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくりに取り組む。

4 本県が目指すスポーツ

スポーツは訓練や教育のためだけではなく、個人が自由に自発的に継続的に楽しむものでもある。本県が推進するスポーツは、勝ち負けや記録等を競う、いわゆる「競技スポーツ」のみではなく健康の保持増進、体力の向上、心身の健全な発達を図るために行われる身体運動のほか、レクリエーションとして行われる身体運動や、ジョギング・ウォーキングといった気晴らしや楽しみを目的とした身体活動等、幅広い概念を含む。

5 条例制定による普遍の目的

だれもが、簡単に気軽にその場でスポーツをすることができ、人と人、地域と地域がつながる地域社会の実現を目指す

<基本的な取組み>

スポーツを楽しみたい人の場所、選択を増やすため、垣根のない地域スポーツの場をつくる

スポーツの推進に関し理念を明確にし、県、市町村、スポーツ団体、民間事業者等と連携し共通の目的として、より一層本県のスポーツ推進に取り組む

<スケジュール>

令和4年12月～令和5年1月 パブリックコメント  
令和5年2月 議会上程予定

# (仮称) スポーツ推進条例 骨子案

## 第1章 総則

### 【目的】

- スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務、県民やスポーツ団体等の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定める
- スポーツの推進を総合的かつ計画的に実施し、いきいきと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県の実現に寄与

### 【定義】

条例に掲げる用語の定義

### 【基本理念】

- 心身の健康及び体力の向上を通じて健康長寿の奈良県を目指すため、全ての県民が生涯にわたりスポーツを楽しく自発的に継続的に親しむことができるよう推進
- 子どもの豊かな心・体・知性をはぐくむことができるようスポーツと遊びを推進
- 県民に夢やあこがれ、勇気・感動・希望を与えるアスリートが輝き活躍できるようスポーツを推進
- だれもがスポーツに親しめる環境整備。適切な指導など安全・安心に配慮された環境・人材のもとでスポーツを推進
- 地域の交流やきずなづくりが図られ地域の活性化に資するようスポーツを推進

### 【県の責務、事業者・スポーツ団体・県民の役割等】

- 県は、スポーツを楽しむための「場所」「選択」を増やし、だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境を整備し、取組を推進
- 県は、市町村、スポーツ団体、及び事業者と相互に連携し、スポーツの推進に努める
- スポーツ団体は、基本理念にのっとりスポーツの普及及び競技水準の向上に主体的かつ積極的に取り組むよう努める
- 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努める
- 県民は、基本理念にのっとり、県および市町村が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努める

## 第2章 推進計画

- スポーツ推進計画を定め、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

## 第3章 基本的施策

### 【スポーツ活動の推進】

#### ➤ 県民参加の促進

- ・ 県民のだれもが簡単に気軽にスポーツに参加することができる環境、きっかけづくり

#### ➤ 子どものスポーツの促進

- ・ 幼児期からのあそびを通じた運動習慣づくり
- ・ 子どものスポーツ活動環境の充実

#### ➤ 生涯スポーツの推進

- ・ 生涯にわたって様々なスポーツに親しむことができるようスポーツに参加する機会の創出

#### ➤ 障害者スポーツの推進

- ・ 障害者の社会参加の促進及びスポーツに取り組む機会の充実

### 【スポーツ振興を担う人材の育成】

#### ➤ スポーツを「する人」の育成

- ・ 競技スポーツから誰でもできる余暇のスポーツまで、スポーツ選手から無関心層までスポーツを「する人」のそれぞれの需要に応じた育成計画・課程

#### ➤ スポーツを「観る人」の体制整備

- ・ 県民それぞれの年齢、関心に応じスポーツを「観る」ことを促進

#### ➤ スポーツを「支える人」の育成

- ・ 競技スポーツから誰でもできる余暇のスポーツまで、県民それぞれの需要に応えられる指導者を育成
- ・ スポーツボランティアの育成、普及

### 【スポーツに親しめる環境づくり】

#### ➤ 拠点的なスポーツ・健康づくり施設の整備

- ・ 利用者や地域住民に多様なサービスやプログラムが提供でき、まちづくりに貢献できる施設の整備

#### ➤ 情報発信

- ・ スポーツの推進に関する施策、取組みについて広く情報提供

#### ➤ 地域交流の促進

- ・ スポーツを通じた地域間交流及び住民相互のつながりの促進

#### ➤ 地域経済活性化

- ・ 地域が持つ様々な資源や施策（観光、文化、健康、食、福祉等）とスポーツを掛け合わせた地域経済の活性化

## 第4章 雑則

- 財政上の措置

## 施行期日

令和5年4月1日